

全国電力生協連火災共済

〈火災等共済金の対象となる災害〉

さまざまな被害を幅広く保障します！



自然災害から皆さまの財産をお守りします

火災 	風害 	地震
雪害 	水害 	床上浸水
雷害 	雹害 	凍害
物体の飛来 	第三者の行為 	破裂・爆発

【地震等共済金制度】

- ・火災共済金には、口数に応じた**見舞金程度**のお支払いがあります。(下表「地震被害における口数に応じた共済金額」参照)
- ・火災共済の**地震等共済金**は**建物被害が無い**と受取れません。

地震にもしっかり備えたい！方は

『火災共済上乘せ 地震保険付火災保険』への加入がおススメです。(→P103)

※火災共済加入が前提です。
(契約条件)
建物…100口以上
家財…20口以上

重要ポイント



自然災害を重視したい方におススメします。(地震対象外)

- ★火災共済の**契約限度口数**での加入がおススメです。(→P104 ③(2))
- ★**1,000円以上**の小さな被害から請求できます。

火災・自然災害等における1口あたりの保障限度額

被害割合	1口あたりの保障限度額		
	火災	風水雪害・雷・雹・凍害	その他災害
70%以上(全焼・全壊)	100,000円	100,000円	12,000円
(被害割合に応じて計8段階)			
10%未満(小被害)	30,000円	12,000円	3,600円

地震被害における口数に応じた共済金額

損害区分(損壊割合) 契約口数(建物+動産)	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
	301~450口	300万円	200万円	150万円
151~300口	200万円	150万円	100万円	5万円
51~150口	10万円	7万円	5万円	3万円
1~50口	5万円	3万円	2万円	1万円

(注) ※**建物**が損害を受けた場合に、地震等共済金をお支払します。
 ※**動産のみ**の加入者でも、地震等で建物に被害があった場合は、地震等共済金のお支払対象です。
 ※損害の区分は、平成13年6月28日府政防第518号「災害の被害認定基準」に準じます。

※**自然災害**による被害の多くが**10%未満の小被害**になります。
 ※詳細はP157「第3章 火災等共済金および火災等共済金の支払い 第28条3」を参照ください。

火災共済の特長

火災共済なら「お手頃な掛金」で「幅広く」自然災害に備えられます。

全国の電力生協
組合員だけが
加入できます

メリット1

火災のほか、**台風、豪雨災害等、幅広く自然災害**に備えられます。

火災、台風、豪雨災害だけでなく、雪国ならではの積雪による建物被害、雷などさまざまなリスクに備えることができます。

メリット2

1,000円以上の小さな被害から請求できます。

雷による家電製品の焼損、水道管の凍結、強風によるアンテナの倒壊等々…。ちょっとした被害から保障されます。

メリット3

お手頃な掛金で加入できます。

- 営利を目的としない助け合いの制度だからこそ実現できる掛金です。
- 全国の電力関連産業で働く13万名の仲間が加入しています。(2023年3月末現在)

非耐火建物

1口あたり **年額90円**

耐火建物

1口あたり **年額50円**

ご加入にあたって

必ず重要事項(P153～P164)をご確認ください。

1 共済期間 (いつでも加入・変更できます！)

- **2024年1月1日0時～2024年12月31日24時**までの1年間です。
※中途加入の場合は、初年度のみ「新規契約開始日～2024年12月31日まで」
- 次年度以降は自動更新されます。(火災共済事業規約・規則に改正があった場合は改正後の内容で更新)

2 契約できる建物と動産

- 組合員1人につき、**2物件**まで契約できます。

建物の所有者	居住者	建物	動産	備考
組合員または家族*	組合員または家族*	○	○	・別荘も契約可
	その他	○	×	・ 営利目的(貸家・賃貸) の場合は 契約不可 ・ 空き家 の場合は管理実態があれば 契約可
その他	組合員または家族*	×	○	(例) アパートで一人暮らしをする子ども(学生)の動産

*家族とは、①扶養している親族または扶養されている親族、②組合員と生計を一にしている親族(勤務、就学、療養の都合上、日常生活を共にしていても生活費、学費、医療費などの仕送りや送金が常に行われている場合を含む)のことをいいます。

3 掛金と契約限度口数

(1) 掛金

- ・建物の構造区分(非耐火・耐火)によって掛金が異なります。

構造区分	1口あたりの掛金	1口あたりの保障限度額	備考
非耐火	年間 90円	100,000円*	・外壁のすべてが次の①～⑤のいずれかに該当する場合のみ、「耐火」構造で契約できます。 ①コンクリート ②コンクリートブロック ③れんが造り ④石造り ⑤土蔵造り (例) 鉄筋コンクリート造りのマンションや社宅
耐火	年間 50円		

*1口あたりの保障限度額は、被害原因や被害割合により異なります。(P157「第3章 火災等共済金および火災等共済金の支払 第28条3」を参照ください。)

(2) 契約限度口数

- ・建物は「延床面積」、動産はお住まいの「居住人数」によって契約できる口数の上限が異なります。

〈契約限度口数〉

	契約限度	限度口数	最高保障額
建物	1坪あたり 8口	300口	3,000万円
動産	1人あたり 50口	150口	1,500万円
合計(建物+動産)		450口	4,500万円

〈契約限度口数の計算例〉

建物	115㎡=35坪 (★1坪=3.3㎡小数点以下切り上げ)
居住人数	2人
・建物	35坪×8口=280口限度(最高保障額2,800万円)
・動産	2人×50口=100口限度(最高保障額1,000万円)

4 対象となる範囲

建物	建物の屋根、外壁、天井、窓、配管、畳、建具、冷暖房設備、 車庫*、塀*、太陽光発電装置* 等 ⚠ 建物は居住のみに使用される建物(営利目的の建物は対象外)	
動産	建物に収納されている電化製品、家具、 日用品、衣類、食器、アンテナ* 等	

※特例物件

注意



契約の対象とならないもの

- 現金、有価証券、貴金属、美術品、食品、稿本、燃料、自動車、動物、植物、その他これらに類するもの
- 営業用建物のうち、組合員及びその家族の**居住専用部分以外の部分**
- 営業用の商品、材料、器具、設備等
- テント張りの物置、車庫(ビニールシートなどを含む)、土留め、擁壁

火災等共済金をお支払いできない主な場合

- 火災等に際し、共済の目的たる物が紛失し、または盗難にかかったことによって生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類する物の建物内部への吹込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害(雹災によって建物内部またはその開口部が直接破損したため生じた吹込み等の損害を除く)
- 土地の沈下、移動または隆起により生じた損害
- 建物の欠陥や自然の消耗または劣化により生じた損害
- 動物等の巣や習性、植物等により生じた損害

5 特例物件 (特別に共済金最高限度額を個別に設定した物件のことです。)

	特例物件	火災等共済金最高限度額	備考
建物	門、塀、物置、車庫	300,000円	家屋と同一敷地内にあるものに限る。 物置・車庫は、テント張り(ビニールシート等含む)を除く。
	太陽光発電装置		モジュール、架台、パワコン、モニター、蓄電池等合わせて300,000円限度。ただし、営業用のものは対象外とする。
動産	アンテナ	50,000円	VHF、UHF、BS、CS、パラボラ、無線、FMおよびブースター、合わせて50,000円限度。
	仏壇・神棚	300,000円	合わせて300,000円限度。
	エンジン、モーターのついた動産(芝刈機、除雪機、耕運機、電動椅子等)		合わせて300,000円限度。 ただし、営業用、自動車保険対象のものは対象外とする。

6 加入口数の違いによるお支払い例

- 加入口数が少ないと十分な保障が確保できず、高額な自己負担が発生する可能性があります(詳細下表)。
- 近年、修理費用が100万円を超えるケースも発生しています。

建物

契約口数と共済金限度額
《例》

大雪で雨樋が壊れた。

修理見積を取ったら**48万円**と言われた。
(被害割合 自然災害10%未満=1口12,000円)

Aさん

- 建物：100口
- 共済金限度額：**120万円**(100口×12,000円)
- 手出し金：**0円** 全額共済金で支払えた♪

Bさん

- 建物：30口
- 共済金限度額：**36万円**(30口×12,000円)
- 手出し金：**12万円** 足りない!!

動産

契約口数と共済金限度額
《例》

雷でテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、DVDレコーダー **24万円** が壊れた。

修理見積を取ったら**24万円**と言われた。
(被害割合 自然災害10%未満=1口12,000円)

Aさん

- 動産：20口
- 共済金限度額：**24万円**(20口×12,000円)
- 手出し金：**0円** 全額共済金で支払えた♪

Bさん

- 動産：10口
- 共済金限度額：**12万円**(10口×12,000円)
- 手出し金：**12万円** 足りない!!

よくあるお問い合わせ 対象外となる被害について

大雨で雨漏りが発生!共済金の対象になるの?



風・雪・雹災によって建物または開口部に直接破損が生じた吹き込みによる雨漏り以外は**対象外**です。

破損原因・破損箇所をご確認ください。



外壁がボロボロ剥がれてきてしまった!



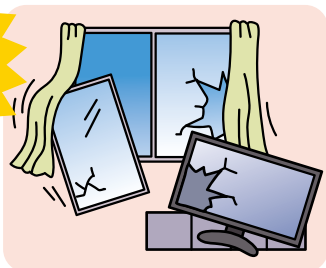
長期間にわたり凍結と融解を繰り返したことによる外壁やタイルの剥がれは劣化に該当するため**対象外**です。

修理業者へ破損原因をご確認ください。



共済金請求の手続きと流れ

事故発生



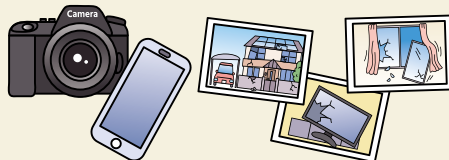
東北電力生協へご連絡ください!



東北電力生協に連絡前の確認事項 (3つを明確に)

- ・ 事故発生日
- ・ 事故原因 (原因不明の場合、修理業者に確認してください)
- ・ 破損箇所

火災共済は被害写真による簡易査定を基本としています。共済金の対象になるかどうかかわからなくても**応急処置や修理をする前**にまずは、カメラやスマホで**被害写真を撮ってください**。被害写真のない場合、共済金のお支払いはできません。被害写真は現地調査に変わる重要書類ですので、必ずご用意ください。



請求書類一式は支所に提出してください

※分所で書類の受付はできません。

注意 災害に便乗した悪質商法に注意!!

代表的な手口

屋根の瓦がずれてますよ。保険で修理ができますよ!

無料で修理できるんですよ。お金はかかりません。

必要ないわ。

工事はお任せください。

契約しないと帰ってくれないのかしら…

公的機関のような事業者名を名乗ることもあるので注意。

こんな話にもご注意ください!

古くなったところなどはありませんか

今回の雨で壊れたことにすれば、古くなったところも保険金できれいになります。

うその理由で保険金を請求することはできません(詐欺に該当する場合があります)。

実際には保険金がない・請求額より少ない、又は解約すると言ったら高額な解約金を請求されることも…

損害拡大防止に努めてください

台風や降雪など自然災害の発生が予見できる場合には、**損害拡大防止に努めていただく必要がございます。** 怠った場合は、共済金の**お支払いが出来ないこと**があります。

●大雨・台風接近前の自宅備え〈例〉

- 物干し竿を下ろしておく
- 植木鉢、ゴミ箱などを片付ける
- 排水溝、雨水軒の掃除
- 自転車を飛ばされないよう固定
- 窓ガラスの補強
- 土のうで浸水対策

●積雪の自宅備え〈例〉

- 屋外設置のガス機器は雪で埋まっていますか?
- バランス型風呂が、FF暖房機等の給排気筒が雪で埋まっていますか?
- 屋根の雪によって風呂がまや湯沸器の排気筒が折れたり埋まったりしていませんか?
- 屋外のガスメーターは雪に埋まっていますか?
- 給気口(ガラリ)は雪でふさがっていませんか?

気象情報を確認して早め早めの対策を!

火災共済Q & A

- Q1..** 同一の共済目的物件について、火災共済以外の保険(共済)契約があります。被害にあった場合は、双方から重複して共済金(保険金)を受け取れますか?
- A1..** 保険法の施行により、損害額以上の保険金・共済金を受け取ることができなくなりました。重複保険で、評価額を超える共済(保険)金額を契約している場合は掛金(保険料)がムダになる可能性がありますので、ご契約の見直しをおすすめします。詳しくは東北電力生協までお気軽にお問い合わせください。